広島県告示第1096号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第８条第１項の規定による特定施設の構造等変更許可の申請があったので、同条第３項において準用する同法第５条第４項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

令和８年11月26日

広島県知事　横　　田　　美　　香

１　申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都中央区築地一丁目 12 番 22 号 三徳化学工業株式会社 代表取締役社長　下本　孝司
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県東広島市高屋台二丁目７番３号 三徳化学工業株式会社　広島工場

２　申請の内容

27 ヌ 無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設１基の使用の方法を変更する。また、汚水等の処理の方法として、排水処理施設１基の汚水等の処理の方法を変更するとともに、排水口１基の排出水の汚染状態を変更する。

(1)　特定施設の種類、能力及び使用の方法

（その１）変更

		変　更　前	変　更　後
種　　類		27 ヌ 無機化学工業製品製造業の用に供する廃ガス洗浄施設 （スクラバー　B14）	
工期等	工事着手予定年月日	－	令和９年１月12日
	工事完成予定年月日	－	令和 10 年７月 31 日
	使用開始予定年月日	－	令和 10 年８月１日

使用の方法	項目			通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の状態	浮遊物質量	(単位：mg/L)	＜20	＜40	20	40
		窒素含有量		＜10	＜20	10	20
		燐含有量		＜１	＜２	１	２

(2)　汚水等の処理の方法

（その１）変更

				変更前				変更後			
種類				排水処理施設							
工期等	工事着手予定年月日			－				令和９年１月 12 日			
	工事完成予定年月日			－				令和９年３月 31 日			
	使用開始予定年月日			－				令和９年３月 31 日			
使用の	汚水処理等の前の	項目		処理前		処理後		処理前		処理後	
				通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
		大腸菌群数	(単位：個/cm^3)	＜3,000	＜3,000	＜3,000	＜3,000	－	－	－	－
		大腸菌数	(単位：CFU/mL)	－	－	－	－	＜800	＜800	＜800	＜800
		燐含有量	(単位：mg/L)	１	２	１	２	1.2	6.0	1.2	6.0
		銅含有量		＜0.2	＜0.3	＜0.2	＜0.3	0.2	0.3	0.2	0.3
		亜鉛含有量		＜0.01	＜0.02	＜0.01	＜0.02	0.01	0.02	0.01	0.02
		溶解性鉄含有量		＜0.5	＜0.5	＜0.5	＜0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
		ふっ素及びその化合物		＜２	＜２	＜２	＜２	２	２	２	２

方法	処理後の汚染状況	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		ND	ND	ND	ND	－	－	－	－
		ほう素及びその化合物		＜5	＜5	＜5	＜5	5	5	5	5
		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		＜2	＜2	＜2	＜2	2	2	2	2
		セレン及びその化合物		－	－	－	－	ND	ND	ND	ND
		鉛及びその化合物		－	－	－	－	ND	ND	ND	ND
	排出される汚水等の1日当たりの量（単位：m^3）			97	187	97.7	188.4	151.2	227.3	153	230

(3)　排出水の汚染状態

（その1）変更

			変更前		変更後	
排水口名	項目		通常	最大	通常	最大
No. 1 排水口	大腸菌群数	（単位：個/cm^3）	＜3,000	＜3,000	－	－
	大腸菌数	（単位：CFU/mL）	－	－	＜800	＜800
	燐含有量	（単位：mg/L）	1	2	1.2	6.0
	銅含有量		＜0.2	＜0.3	0.2	0.3
	亜鉛含有量		＜0.01	＜0.02	0.01	0.02
	溶解性鉄含有量		＜0.5	＜0.5	0.5	0.5
	ふっ素及びその化合物		＜2	＜2	2	2
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		ND	ND	－	－
	ほう素及びその化合物		＜5	＜5	5	5

	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		＜２	＜２	２	２
	セレン及びその化合物		－	－	ND	ND
	鉛及びその化合物		－	－	ND	ND
	排出される汚水等の１日当たりの量（単位：m^3）		97.7	188.4	153	230

３　事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧方法

(1)　縦覧期間

令和８年11月26日（木）から令和８年12月17日（木）まで

(2)　縦覧方法

書面の縦覧場所　広島県環境県民局環境保全課及び西部東厚生環境事務所環境管理課並びに東広島市生活衛生課

インターネット　https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/juuran-seto.html